### 平成 17 年 38

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程等の一部を改正する規程等

### 改正理由

大学院課を学務課に統合することに伴い、所要の改正を行うものである。

定型的な改正のため,学長決裁により処理する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年11月1日

# 東京学芸大学長 鷲山 恭 彦

#### 平成17年規程第33号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程等の一部を改正する規程等

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程(平成8年規程第11号)
- (2) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会規程(平成8年規程第8号)
- (3) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科構成大学委員会規程(平成9年規程第10号)
- (4) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会(東京学芸大学)規程( 平成8年規程第12号)
- (5) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科論文集発行規程(平成9年規程第16号)
- (6) 東京学芸大学現職教員研修支援センター規程(平成12年規程第5号)
- (7) 東京学芸大学教務委員会規程(平成11年規程第4号)
- (8) 東京学芸大学学生委員会規程(平成11年規程第5号)
- (9) 東京学芸大学就職委員会規程(昭和56年規程第6号)
- (10)東京学芸大学地域連携推進委員会規程(平成16年規程第8号)
- (11)国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程(平成17年 規程第7号)

## 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(庶務) 第12条 委員会の庶務は,東京学芸大学総務部総務課の協力を得て,東京学芸 大学学務部 <u>学務課</u> が処理する。	(庶務) 第12条 委員会の庶務は,東京学芸大学総務部総務課の協力を得て,東京学芸 大学学務部 <u>大学院課</u> が処理する。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附</u> <u>即</u> <u>この規程は , 平成17年11月 1日から施行する。</u>	

### 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会規程の一部改正について

改 正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(雑則) 第7条 この規程に定めるもののほか,拡大研究科委員会の議事運営に関し必要 な事項は,拡大研究科委員会が定める。 2 拡大研究科委員会の庶務は,東京学芸大学総務部総務課の協力を得て,東京	(雑則) 第7条 この規程に定めるもののほか,拡大研究科委員会の議事運営に関し必要 な事項は,拡大研究科委員会が定める。 2 拡大研究科委員会の庶務は,東京学芸大学総務部総務課の協力を得て,東京
学芸大学学務部 <u>学務課</u> が処理する。	学芸大学学務部 <u>大学院課</u> が処理する。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附 則</u> この規程は , 平成17年11月 1日から施行する。	

### 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科構成大学委員会規程の一部改正について

改 正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(庶務) 第4条 委員会の庶務は,東京学芸大学総務部総務課の協力を得て,東京学芸大学学務部学務課が処理する。	(庶務) 第4条 委員会の庶務は,東京学芸大学総務部総務課の協力を得て,東京学芸大学学務部 <u>大学院課</u> が処理する。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附 則</u> この規程は , 平成17年11月 1日から施行する。	

## 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会(東京学芸大学)規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(庶務) 第8条 委員会の庶務は,総務部総務課の協力を得て,学務部 <u>学務課</u> が処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は,総務部総務課の協力を得て,学務部 <u>大学院課</u> が処理す る。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附 則</u> この規程は , 平成17年11月 1 日から施行する。	

### 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科論文集発行規程の一部改正について

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(庶務) 第11条 編集委員会の庶務は,学務部 <u>学務課</u> において処理する。	(庶務) 第11条 編集委員会の庶務は,学務部 <u>大学院課</u> において処理する。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附 則</u> この規程は,平成17年11月1日から施行する。	

## 東京学芸大学現職教員研修支援センター規程の一部改正について

改正	現
〔省略〕	〔省略〕
(事務) 第13条 センターに関する事務は,学務部入試課の協力を得て,学務部 <u>学務課</u> が処理する。	(事務) 第13条 センターに関する事務は,学務部入試課の協力を得て,学務部 <u>大学院</u> 課が処理する。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附 則</u> この規程は,平成17年11月1日から施行する。	

## 東京学芸大学教務委員会規程の一部改正について

改 正	現 行		
〔省略〕	〔省略〕		
(組織) 第3条 委員会は,次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) 学務課長 (3) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第1号及び第3号の委員は,大学院担当教員に限るものとする。 (任期) 第4条 前条第1項第1号及び <u>第3号</u> の委員の任期は,2年とし,再任を妨げな	(組織) 第3条 委員会は,次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) 学務課長 (3) 大学院課長 (4) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第1号及び <u>第4号</u> の委員は,大学院担当教員に限るものとする。 (任期) 第4条 前条第1項第1号及び <u>第4号</u> の委員の任期は,2年とし,再任を妨げな		
い。ただし,委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は,前任者の残任期間 とする。 〔省略〕			
附則 この規程は,平成17年11月1日から施行する。	Caru		

## 東京学芸大学学生委員会規程の一部改正について

改 正	現 行	
〔省略〕	〔省略〕	
(組織) 第3条 委員会は,次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) 学生サービス課長 (3) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第1号及び第3号の委員は,大学院教育学研究科担当教員に限るものとする。 (任期) 第4条 前条第1項第1号及び <u>第3号</u> の委員の任期は,2年とし,再任を妨げない。ただし,委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は,前任者の残任期間とする。	(組織) 第3条 委員会は,次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) 学生サービス課長 (3) 大学院課長 (4) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 2 前項第1号及び第4号の委員は,大学院教育学研究科担当教員に限るものとする。 (任期) 第4条 前条第1項第1号及び <u>第4号</u> の委員の任期は,2年とし,再任を妨げない。ただし,委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は,前任者の残任期間とする。	
〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は,平成17年11月1日から施行する。	〔省略〕	

## 東京学芸大学就職委員会規程の一部改正について

改 正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織) 第2条 委員会は,次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) 学生サービス課長 (3) 学長が委嘱する者 若干名 (任期)	(組織) 第2条 委員会は,次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) 学生サービス課長 (3) 大学院課長 (4) 学長が委嘱する者 若干名 (任期)
第3条 前条第1号及び <u>第3号</u> の委員の任期は2年とし,再任を妨げない。ただし,欠員が生じた場合の補欠委員の任期は,前任者の残任期間とする。	第3条 前条第1号及び <u>第4号</u> の委員の任期は2年とし,再任を妨げない。ただし,欠員が生じた場合の補欠委員の任期は,前任者の残任期間とする。
〔省略〕	〔省略〕
<u>附 則</u> この規程は,平成17年11月1日から施行する。	

## 東京学芸大学地域連携推進委員会規程の一部改正について

## 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改	正	現	行
〔省略〕		〔省略〕	
別表 (第5条第1項関係)		別表(第5条第1項関係)	
部 局 等	保 護 担 当 者	部 局 等	保護担当者
〔省略〕		〔省略〕	
大学院連合学校教育学研究科	<u>学務課長</u>	大学院連合学校教育学研究科	大学院課長
〔省略〕		〔省略〕	
現職教員研修支援センター	学務課長	現職教員研修支援センター	大学院課長
〔省略〕		〔省略〕	
〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は,平成17年11月1日から施行す	する。_	[省略]	